

聾聴力障害新聞

2025年6月15日

〈号外〉月刊1日発行

発行所 一般財団法人全日本ろうあ連盟

編集部(〒602-0901)

京都市上京区室町通今出川下ル
織維会館内

FAX 075-441-6147

TEL 075-441-6079

発行人・石橋大吾 編集人・中橋道紀

購読料 4,300円(年間、郵送料・税込) 郵便振替口座 01060-5-28898

日聴紙のホームページ: <https://jdn.jfd.or.jp/> メールアドレス: jdn@jfd.or.jp

手話施策推進法案

来週の成立へ!

参議院・衆議院内閣委員会の可決で秒読み



号外



(上)6月13日の連盟評議員会第3分科会会場で
法案の衆議院内閣委員会通過との報に拍手湧く

(右)参議院の議決後、議連の代表と傍聴者たちで

ぜひ、日聴紙のご購読を!

「手話に関する施策の推進に関する法律案(通称、手話施策推進法案)」が6月13日の参議院本会議と衆議院内閣委員会で全会一致で可決。来週の衆議院本会議の採択による法案の成立が濃厚になりました。

新法は、超党派の「障害児者の情報コミュニケーション推進に関する議員連盟」が策定して国会に提出したものです。手話に関する専門的知識や技能を有する人材の確保、災害時の情報保障などを取り組むべき事項に挙げています。さらに、9月23日を「手話の日」として国民の理解と関心の増進を図ることも盛り込まれています(裏面に法案の概要)。

新法は全日本ろうあ連盟や支援者が2010年から求めてきた「手話言語法案」をベースにしています。同法の制定を求める意見書が16年3月までに全1788自治体の議会から国に提出され、22年5月策定の情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の附帯決議に「手話言語法の立法を含め、手話に関する施策の一層の充実の検討を進めること」の項目が記載されました。今後の流れは日本聴力障害新聞7月1日号以降でお知らせします。

「手話施策推進法案」の概要

目的
手話がこれを使用する者にとって日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であるという考えに立ち、手話に関する施策の基本理念、国、地方公共団体の責務、基本的な施策を定め、手話に関する施策を総合的に推進する
基本理念
① 手話の習得・使用に関する施策を講ずるに当たっては、手話を必要とする者・手話を使用する者の意思が尊重されるとともに、手話の習得・使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるようにする ② 手話が長年にわたり受け継がれてきたものであり、かつ、手話により豊かな文化が創造されてきたことに鑑み、手話文化の保存・継承・発展が図られるようにする ③ 全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するよう、手話に関する国民の理解と関心を深めるようにする
国及び地方公共団体の責務
国・地方公共団体は、手話に関する施策を総合的に策定・実施する責務を有する
基本的施策
① 手話を必要とするこどもの手話の習得の支援 ○こども・保護者に対する手話に関する情報提供等 ○乳幼児期におけるこどもの心身の発達に応じた手話の学習機会の提供、学校の授業等の教育活動におけるこどもの心身の発達に応じた手話の学習機会の提供 ○保護者・家族に対する手話の学習機会の提供等 ② 学校における手話による教育等 ○手話の技能を有する教員、手話通訳を行う者、手話に関する必要な支援を行う者等が適切に配置されるようにするための取組の推進、手話を使用した教材の提供 ○手話の技能を有する教員の養成のための大学・教員養成機関による取組の促進、教員に対する手話を使用した指導方法に関する研修の実施 ○手話を使用することもが学校生活で手話を自由に使用できる環境の整備 ③ 大学等における配慮 ○手話通訳を行う者の確保のための大学等による取組の促進 ④ 職場における環境の整備 ○手話を適切かつ円滑に使用できる職場環境の整備のための事業者による取組の促進のための情報提供等 ⑤ 地域における生活環境の整備等 ○地域で手話を使用して日常生活・社会生活を円滑に営むことができる環境の整備 ○災害等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に安全を確保するための手話による情報提供 ⑥ その他の手話の習得の支援 ○手話を必要とする中途失聴者等に対する手話の関する情報提供、手話学習機会の提供 ⑦ 手話文化の保存・継承・発展(「手話文化」・・・手話及び手話による文化的所産) ○文化芸術・スポーツ・レクリエーションを通じた手話文化の保存・継承・発展の促進のための取組 ⑧ 国民の理解と関心の増進 ○手話に関する国民の理解と関心を深めるための広報活動・啓発活動の充実 ○学校教育で手話に関する理解と関心を深めるためのノウハウに関する情報提供、児童生徒等に対する手話の学習機会の提供 ⑨ 手話の日 ○「手話の日」(9月23日)の制定 ⑩ 人材の確保等 ○手話通訳者等の手話に関する専門的な知識・技能を有する人材の安定的な確保・養成・資質の向上のための研修の機会の確保、適切な処遇の確保 ⑪ 調査研究の推進等 ○手話文化に関する調査研究の推進、情報収集・提供 ○手話の習得のためのカリキュラムの開発、デジタル技術など先端的な技術を活用した機器等の開発、手話の習得・使用に関する調査研究等の推進・成果の普及 ⑫ 国際交流の推進 ○手話を使用する者の国際的交流の支援 ○手話文化に関する情報交換等の活動の支援 ⑬ 手話を使用する者等の意見の反映 ○手話を使用する者やその関係者の意見を国の施策に反映させるための必要な措置
その他
○障害者基本計画・都道府県障害者計画・市町村障害者計画(いずれも障害者基本法に基づき策定)への反映 ○手話に関する施策の実施に必要な財政上の措置・法制上の措置等を講ずる ○施行後おおむね5年を目途として、この法律の施行状況等を勘案して検討を加える(附則)